

## 吸収合併に係る事後開示書面

平成31年4月1日

鳥取県鳥取市伏野2259番地43  
社会福祉法人鳥取県厚生事業団  
理事長 山本光範

当法人は平成30年11月2日付で社会福祉法人砂丘福祉会（鳥取市湖山町東三丁目54、以下「砂丘福祉会」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、当法人を吸収合併存続社旗福祉法人、砂丘福祉会を吸収合併消滅社会福祉法人とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いましたので、社会福祉法第54条の4及び社会福祉法施行規則第6条の7に基づき、下記のとおり開示します。

### 記

#### 1 吸収合併の登記の日

平成31年4月1日

#### 2 吸収合併消滅社会福祉法人における社会福祉法第53の規定による手続の経過

##### (1) 公告

平成30年12月28日に官報及び日本海新聞に合併公告を掲載しました。

##### (2) 催告

知っている債権者はいないので各別の催告は行いませんでした。

##### (3) 債権者の異議

社会福祉法第53条の規定に基づく公告を行いました。異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 3 吸収合併存続社会福祉法人における社会福祉法第54条の3の規定による手続の経過

##### (1) 公告

平成30年12月28日に官報及び日本海新聞に合併公告を掲載しました。

##### (2) 催告

独立行政法人福祉医療機構へ催告を行いました。

##### (3) 債権者の異議

社会福祉法第54条の3の規定に基づく公告を行いました。異議申述期限まで

に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4 吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から継承した重要な権利義務に関する事項

当法人は、平成31年4月1日をもって、吸収合併契約書に従い砂丘福社会の権利義務を継承しました。

5 社会福祉法第51条の1の規定により吸収合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項

別添のとおりです。

6 前各項に掲げるほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

# 別添

## 吸収合併に係る事前開示書面

平成30年9月27日

鳥取県鳥取市湖山町東三丁目54  
社会福祉法人砂丘福祉会  
理事長 岩崎 義弘

当法人は、平成31年4月1日付で社会福祉法人鳥取県厚生事業団を吸収合併存続社会福祉法人、当法人を吸収合併消滅社会福祉法人とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関して、社会福祉法第51条及び社会福祉法施行規則第6条の2に定める事項は下記のとおりです。

### 記

- 1 吸収合併存続社会福祉法人の定款の定め。  
別紙1のとおりです。
- 2 吸収合併存続社会福祉法人について次に掲げる事項
  - (1) 最終会計年度に係る監査報告等の内容  
別紙2のとおりです。
  - (2) 最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
    - ① 平成30年4月1日、障害者支援施設「皆生やまと園」及び生活介護事業所「えがお」の運営を開始したことに伴い、旧施設である「西部やまと園」の解体に着手した。
    - ② 平成30年4月1日、特別養護老人ホーム「ふしの白寿苑」の運営開始に伴い、旧施設である「三津白寿苑」の解体に着手した。
- 3 吸収合併消滅社会福祉法人について次に掲げる事項  
吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当する事象はありません。

4 吸収合併の登記の日以降における、吸収合併存続社会福祉法人の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続社会福祉法人である社会福祉法人鳥取県厚生事業団及び当法人の貸借対照表（平成30年8月30日現在）における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続社会福祉法人	12,320 百万円	1,538 百万円	10,782 百万円
当法人	56 百万円	7 百万円	49 百万円

本合併の登記の日以降の吸収合併存続社会福祉法人の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続社会福祉法人の収益状況等の状況について、吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従って、本合併後における吸収合併存続社会福祉法人の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

5 社会福祉法第52条の評議員会の日後の2週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

前各項に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を遅延なく記載し、または記録した書面を備え置きます。

以上

# 社会福祉法人鳥取県厚生事業団定款

昭和45年	3月14日認可	平成8年	3月27日変更	平成19年	12月3日変更
昭和46年	3月9日変更	平成8年	5月31日変更	平成20年	2月19日変更
昭和46年	9月27日変更	平成9年	3月28日変更	平成20年	3月24日変更
昭和47年	3月30日変更	平成9年	5月27日変更	平成20年	5月28日変更
昭和48年	2月26日変更	平成10年	3月26日変更	平成20年	11月25日変更
昭和48年	3月13日変更	平成11年	3月9日変更	平成22年	3月19日変更
昭和48年	5月31日変更	平成12年	3月27日変更	平成22年	5月26日変更
昭和49年	3月11日変更	平成12年	10月27日変更	平成22年	8月30日変更
昭和49年	9月5日変更	平成13年	3月27日変更	平成23年	3月16日変更
昭和50年	11月7日変更	平成13年	5月25日変更	平成23年	5月27日変更
昭和51年	3月26日変更	平成14年	9月9日変更	平成24年	3月16日変更
昭和52年	3月24日変更	平成15年	3月18日変更	平成24年	5月28日変更
昭和52年	5月30日変更	平成15年	5月29日変更	平成25年	5月27日変更
昭和53年	2月15日変更	平成15年	7月28日変更	平成26年	3月14日変更
昭和54年	3月20日変更	平成16年	3月24日変更	平成26年	9月16日変更
昭和55年	3月24日変更	平成16年	5月27日変更	平成26年	11月18日変更
昭和55年	5月26日変更	平成16年	9月10日変更	平成27年	1月21日変更
昭和62年	3月26日変更	平成17年	3月24日変更	平成27年	5月28日変更
昭和63年	3月25日変更	平成17年	5月27日変更	平成28年	3月15日変更
平成2年	3月26日変更	平成17年	8月5日変更	平成28年	8月25日変更
平成3年	3月28日変更	平成18年	3月24日変更	平成28年	12月8日変更
平成3年	5月29日変更	平成18年	7月1日変更	平成30年	3月23日変更
平成4年	3月31日変更	平成18年	10月1日変更	平成30年	6月27日変更
平成6年	3月29日変更	平成19年	3月23日変更		

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、広く県民福祉の増進を図るため、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (ア) 養護老人ホームの経営
- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ウ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業の経営
- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ウ) 老人居宅介護等事業の経営
- (エ) 相談支援事業の経営

(オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びにその事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鳥取県鳥取市伏野2259番地43に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合はその都度開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長及び議長の選任)

第14条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

#### 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事7名

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とし、常務理事を2名以内とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの  
(役員及び会計監査人の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職  
(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。  
(議長及び議長の選任)

第30条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。  
(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。  
(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津9番2所在の鉄筋コンクリート平家建（一部鉄骨造り）

羽合ひかり園 1棟 その他7棟 (3,535.40㎡)

- (2) 鳥取県鳥取市伏野字石山ノ鼻2256番1所在のコンクリートブロック平家建（一部鉄骨造り）

白兎はまなす園 1棟 その他12棟 (2,302.45㎡)

- (3) 鳥取県鳥取市湖山町西三丁目127番所在の鉄筋コンクリート平家建（一部鉄骨造り）

障害者福祉センター厚和寮 1棟 その他8棟 (2,536.22㎡)

- (4) 鳥取県鳥取市湖山町西三丁目113-1番所在の鉄筋コンクリート平家建（一部鉄骨造り）

障害者福祉センター友愛寮 1棟 その他4棟 (2,584.95㎡)

- (5) 鳥取県鳥取市湖山町西三丁目113-1番所在の鉄筋コンクリート平家建（一部鉄骨造り）

障害者福祉センターあさひ園 1棟 その他6棟 (5,368.62㎡)

- (6) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津70番地1所在の鉄筋コンクリート造瓦葺二階建母来寮 1棟 その他7棟 (4,642.73㎡)

- (7) 鳥取県鳥取市鳥取市伏野字中ノ茶屋裏1771番地36所在の鉄骨造陸屋根2階建ふしの白寿苑 1棟 その他3棟 (4,878.80㎡)

- (8) 鳥取県鳥取市湖山町西三丁目113番地1所在の鉄骨造瓦葺二階建いこいの杜 1棟 その他1棟 (4,145.20㎡)

- (9) 鳥取県倉吉市巖城字三通田920番1所在の鉄筋コンクリート平家建

- 巖城はごろも苑 1棟 その他4棟 (3,508.94㎡)
- (10) 鳥取県米子市皆生新田二丁目3番1所在の鉄骨造陸屋根4階建  
皆生みどり苑及び皆生やまと園 1棟 その他3棟 (7,619.86㎡)
- (11) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1所在の木造かわらぶき平家建  
ひだまりホーム 1棟 (131.80㎡)
- (12) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1所在の木造かわらぶき平家建  
こもればいホーム 1棟 (131.80㎡)
- (13) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1所在の木造ルーフィングぶき2階建  
ステップハウス 1棟 (190.12㎡)
- (14) 鳥取県鳥取市鹿野町今市字屋敷田1550番地所在の鉄骨造かわらぶき平家建  
すずかけ 1棟 (627.75㎡)
- (15) 鳥取県鳥取市鹿野町今市字屋敷田1550番地所在の木造かわらぶき平家建  
いまいちさつきホーム 1棟 (145.80㎡)
- (16) 鳥取県鳥取市鹿野町今市字屋敷田1550番地所在の木造かわらぶき平家建  
いまいちけやきホーム 1棟 (145.80㎡)
- (17) 鳥取県境港市外江町字伊勢宮前2127番地1所在の木造瓦葺2階建  
なぎさホーム 1棟 (124.11㎡)
- (18) 鳥取県鳥取市伏野字砂浜2259番地17所在の木造かわらぶき平家建  
認知症グループホームくつろぎ 1棟 (315.00㎡)
- (19) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字浜田431番地1所在の木造かわらぶき平家建  
あじさいホーム 1棟 (147.00㎡)
- (20) 鳥取県鳥取市気高町北浜二丁目182番地6所在の木造瓦葺平家建  
きたはまホーム 1棟 (78.95㎡)
- (21) 鳥取県鳥取市湖山町西三丁目132番地18所在の木造かわらぶき2階建  
すなはまホーム 1棟 (111.22㎡)
- (22) 鳥取県西伯郡南部町法勝寺字三本木454番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
ほっしょうじほたるホーム 1棟 (142.43㎡)
- (23) 鳥取県西伯郡南部町法勝寺字三本木457番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
ほっしょうじさくらホーム 1棟 (142.43㎡)
- (24) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字浜田431番地1所在の木造かわらぶき平家建  
すずらんホーム 1棟 (120.85㎡)
- (25) 鳥取県鳥取市鹿野町今市字櫻馬場ノ下131番地50所在の木造かわらぶき平家建  
さくらホーム 1棟 (97.25㎡)
- (26) 鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳連場東843番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
あまつたけのこホーム 1棟 (320.67㎡)
- (27) 鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳連場東843番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
あまつわかばホーム 1棟 (320.67㎡)
- (28) 鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳連場東413番地2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき

平家建

えがお 1棟 (351.00㎡)

- (29) 鳥取県鳥取市湖山町西三丁目及び伏野所在の障害者福祉センター敷地 (49,399.58㎡)
  - (30) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津所在の母来寮敷地 (23,141.98㎡)
  - (31) 鳥取県鳥取市鹿野町今市字屋敷田1550番所在のすずかけ、いまいちさつきホーム及びいまいちけやきホーム敷地 (5,144.00㎡)
  - (32) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪417番1所在のひだまりホーム、こもればいホーム及びステップハウス敷地 (1,522.32㎡)
  - (33) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉字浜田431番1所在のあじさいホーム敷地 (572.03㎡)
  - (34) 鳥取県境港市外江町字伊勢宮前2127番1所在のなぎさホーム敷地 (211.65㎡)
  - (35) 鳥取県米子市皆生新田二丁目所在の皆生みどり苑敷地 (8,714.99㎡)
  - (36) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津字鍛冶屋74番1所在の羽合ひかり園敷地 (5,988.00㎡)
  - (37) 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字下浅津字鍛冶屋74番5所在の羽合ひかり園敷地 (9.78㎡)
  - (38) 鳥取県鳥取市気高町北浜二丁目182番6所在のきたはまホーム敷地 (357.49㎡)
  - (39) 鳥取県鳥取市湖山町西三丁目132番地18所在のすなはまホーム敷地 (184.60㎡)
  - (40) 鳥取県西伯郡南部町法勝寺字三本木所在のほっしょうじほたるホーム及びほっしょうじさくらホーム敷地 (934.59㎡)
  - (41) 鳥取県鳥取市伏野字中ノ茶屋裏1771番29及び1771番36所在のふしの白寿苑敷地 (10,500.99㎡)
  - (42) 鳥取県鳥取市鹿野町今市字櫻馬場ノ下131番50所在のさくらホーム敷地 (310.15㎡)
  - (43) 鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳連場東843番2所在のあまつたけのこホーム及びあまつわかばホーム敷地 (1,659.00㎡)
  - (44) 鳥取県西伯郡南部町阿賀字徳連場東413番7所在のえがお敷地 (1,328.00㎡)
  - (45) 預金 1,404,000円
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
  - 4 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
  - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。  
(基本財産の処分)
- 第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、鳥取県知事の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
  - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (資産の管理)
- 第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、この法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類をこの法人の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款をこの法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 「鳥取県立障害者体育センター」の経営
- (2) 「地域支援総合センター」の経営
- (3) 訪問型職場適応援助促進事業
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業（障害者就業・生活支援センターしらはま、障害者就業・生活支援センターくらよし）
- (5) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
- (6) 鳥取県地域生活定着支援センター設置運営事業（鳥取県地域生活定着支援センター）
- (7) 緊急的住居確保・自立支援対策事業（自立準備ホーム）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、第12条第1項の規定にかかわらず、その任期は、昭和46年3月31日までとする。

理 事 (理事長)	石 破 二 郎
〃 (副理事長)	藤 井 政 雄
〃	角 田 勇 一
〃	野 坂 浩 賢
〃	高 崎 正 幸
〃	石 亀 一 実
〃	太 田 実 太 郎
〃	赤 塩 尚 雄
〃	田 丸 喜 久 治
〃	島 田 安 夫
〃	浜 崎 芳 宏
監 事	吉 村 護 郎
〃	山 方 信 雄

附 則

この定款は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項(6)及び(7)の規定は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年7月16日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年9月5日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年11月7日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年3月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成3年3月30日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成3年6月1日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成4年4月1日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成6年4月28日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成8年3月29日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成8年6月19日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成9年4月21日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成9年6月18日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成10年5月11日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成11年4月16日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成12年4月1日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成12年11月1日）から施行する。

附 則

この定款は、平成13年3月27日から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成13年7月12日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成14年10月2日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成15年4月2日）から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成15年6月23日）から施行し、平成15年5月1日から適用する。ただし、第17条中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める改正は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成15年8月26日）から施行する。ただし、第1条第1項中「障害者生活支援事業」を追加する改正は、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成16年4月14日）から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第1条第1項第1号(オ)中「(通所施設併設)」を追加する変更は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成16年7月5日）から施行し、平成16年4月12日から適用する。

附 則

この定款は、鳥取県知事の認可の日（平成16年11月22日）から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成17年4月19日）から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この定款第5条第1項第1号の規定の改正により新たに理事又は常務理事に委嘱される者の任期は、この定款第8条の規定にかかわらず、理事又は常務理事に委嘱された日から平成19年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成17年6月20日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成17年8月31日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成18年4月6日）から施行する。

ただし、第1条第1項中「老人居宅介護等事業」を追加する変更は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成18年7月26日）から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成18年10月25日）から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成19年4月10日）から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第1条第1項第2号改正前の(ア)及び第16条第2項改正前の第12号を削除する変更は、平成19年3月8日から適用し、第1条第1項第2号改正後の(ア)中「みはぎのホーム」及び「おおくにホーム」をそれぞれ「ふしのホーム」及び「ふるさとホーム」に改める変更並びに同号改正後の(カ)中「障害者支援センターさかいみなど」を追加する変更は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成19年12月18日）から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成20年3月13日）から施行する。

ただし、第6章を第7章とし、第3章から第5章までを1章ずつ繰り下げ、第2章の次

に1章を加える改正以外の変更は、知事認可を経て平成20年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成20年4月25日）から施行する。ただし、改正前の第21条第2項第14号を削除する変更以外は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成20年7月22日）から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成21年1月5日）から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成22年4月16日）から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成22年8月11日）から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成22年12月1日）から施行し、平成22年9月1日から適用する。ただし、変更前の第1条第1号中（ウ）及び（エ）を削除する変更は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成23年7月11日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成24年4月27日）から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成26年10月22日）から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成27年2月27日）から施行する。ただし、第1条第2号中（カ）を追加する変更は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成28年8月25日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第33条第2項第25号、第26号及び第38号を追加する変更及び第42条第1項第3号の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成29年1月31日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成30年5月14日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、鳥取県知事の認可の日（平成30年8月22日）から施行する。

## 別紙2

# 監査報告書

平成30年6月8日

社会福祉法人 鳥取県厚生事業団

理事長 山本 光範 殿

監事 森下達雄 

監事 杉浦為佐夫 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各

号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人 池原浩一 氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3 その他

### 介護職員等の確保について

給与の改定、学校求人案内・募集広告など色々努力されているとは承知しているが、施設運営の根幹にかかわる問題でもあり、介護職員等の確保にさらに努力をいただきたい。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月4日

社会福祉法人鳥取県厚生事業団  
理事長 山本 光範 様

池原公認会計士事務所

公認会計士

池原 浩一



## <計算関係書類監査>

私は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目並びに社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記をいう。以下同じ。）について監査を行った。

## 計算関係書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算関係書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算関係書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算関係書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。計算関係書類監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算関係書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計

方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算関係書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### **監査意見**

私は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### **その他の事項**

社会福祉法人鳥取県厚生事業団の平成29年3月31日に終了した平成28会計年度の計算関係書類は監査されていない。

### **<財産目録に対する意見>**

私は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の平成30年3月31日現在の平成29会計年度の財産目録(社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。)について監査を行った。

### **財産目録に対する理事者の責任**

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

### **監査人の責任**

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

### **財産目録に対する監査意見**

私は、上記の財産目録が、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

### **利害関係**

社会福祉法人鳥取県厚生事業団と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成29年度  
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事業報告

**1 主要事項**

**(1) 三津白寿苑の移転新築**

老朽化している三津白寿苑について、利用者の生活環境改善を図るため、移転新築工事を行った。(平成28年度からの2か年事業。平成28年12月着工、平成29年12月竣工。)

また、利用者・家族が安心して新施設へ移行できるように、介護体制の検討や職員研修などの準備を行い、平成30年4月に運営を開始した。(移転に伴い「ふしの白寿苑」に名称変更)

**(2) 西部やまと園の移転新築**

土砂災害警戒区域に立地しており、また、老朽化している西部やまと園について、災害時の利用者の安全確保並びに利用者の生活環境の改善を図るため、移転新築工事を行った。(平成28年度からの2か年事業。平成28年12月着工、平成30年3月竣工。)

利用者・家族が安心して新施設へ移行できるように、支援体制の検討などの準備を行い、平成30年4月に運営を開始した。(移転に伴い「皆生やまと園」に名称変更)

**(3) 虐待防止の徹底**

いかなる虐待も許さない法人・施設運営を目指して、振り返りチェックシートの実施や内部監査等を通して職員の意識向上を図り、虐待防止・予防に努めた。

**(4) 巖城はごろも苑の移転新築に向けた検討**

土砂災害警戒区域に立地しており、また、老朽化している巖城はごろも苑について、災害時の利用者の安全確保並びに利用者の生活環境の改善を図るために湯梨浜町(母来寮隣接地)への移転新築を行うこととして、移転新築に向けた建物設計に着手した。

移転新築にあたっては、介護職員の確保が困難となっている現状を踏まえ、入所定員を30名削減し、短期入所10名を廃止して、定員120名の施設とする方針とした。

また、中部圏域の施設運営の拠点として、今後の事業展開等を見据えて建設予定地に隣接する土地の購入について検討を行った。

**(5) 障がい者の地域移行の推進**

西部やまと園の移転新築に併せて、入所者の地域移行を推進するため、南部町内に10名のグループホーム2棟(あまつたけのこホーム・あまつわかばホーム)を建設するとともに、グループホーム利用者等が活動するための生活介護事業所(えがお)を建設した。(平成29年8月着工、平成30年3月竣工。)

また、羽合ひかり園の女性入所者の地域移行を推進するため、湯梨浜町内にグループホーム(すずらんホーム)を建設した。(平成29年3月着工、11月竣工。)

入居者の生活環境向上を図るため、老朽化した住居や建築基準法令に不適合な住居など4住居について、移転や利用者調整による廃止を行った。

**(6) 社会福祉法人制度改革への対応**

改正社会福祉法による社会福祉法人制度改革に対応するため、理事会・評議員会体制の見直し、地域公益事業や会計士による外部監査を実施した。

**(7) 指定管理施設**

指定管理施設として受託運営を行っている鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑の3施設について、平成30年度末で現指定管理期間が満了することに伴い、鳥取県が公募による民間譲渡の方針を打ち出したことから、購入（継続運営）又は撤退について検討した。

## (8) 大規模修繕・備品更新等

- 施設・設備の老朽化や利用者の重度化等へ対応するため、友愛寮の居室等改修、母来寮の浴室改修、いこいの杜の内壁補修の工事を行った。また、設備では、いこいの杜の入浴リフト、皆生みどり苑の特殊浴槽、母来寮では業務用大型洗濯機の設置又は更新を行った。
- 当初予定していた羽合ひかり園の施設改修工事は、国庫補助金を活用することとして、平成30年度に実施することとした。
- 当初予定していた母来寮の居室・トイレ改修工事は、浴室改修工事が重なったこともあり、利用者への影響を考慮して、平成30年度に実施することとした。
- 消防法令の改正により設置が義務付けられた自動火災報知設備を障がい者グループホーム24住居に設置した。

## 2 社会福祉事業及び公益事業の実施状況

(1) 第一種社会福祉事業			
ア 自主経営施設			
①	障害者支援施設 (短期入所併設)	西部やまと園	生活介護
②		羽合ひかり園	生活介護
③		白兔はまなす園	生活介護、就労移行支援、就労継続B型
④		障害者福祉センターあさひ園	就労移行支援、就労継続B型、生活訓練
⑤		障害者福祉センター厚和寮	生活介護、機能訓練、生活訓練
⑥		障害者福祉センター友愛寮	生活介護
⑦	養護老人ホーム (短期入所併設)	母来寮	特定施設入居者生活介護
⑧	特別養護老人ホーム (短期入所併設)	三津白寿苑	居宅介護支援事業所併設
⑨		巖城はごろも苑	
⑩		皆生みどり苑	
⑪	特別養護老人ホーム	いこいの杜	
イ 鳥取県からの管理受託施設 (指定管理者制度：第3期－26年度～30年度の5年間)			
①	障害者支援施設 (短期入所併設)	鳥取県立鹿野かちみ園	生活介護
②		鳥取県立鹿野第二かちみ園	生活介護、生活訓練
③	養護老人ホーム (短期入所併設)	鳥取県立皆生尚寿苑	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
(2) 第二種社会福祉事業			
①	障害者相談支援事業	障害者支援センターしらはま	
②		障害者支援センターくらよし	
③		障害者支援センターさかいみなど	
④	老人・障がい者訪問介護事業	かいけ訪問介護事業所	訪問・居宅・重度訪問介護、行動・同行援護
⑤	障がい者就労支援事業所	すずかけ	就労継続B型
⑥		いまいちホーム	7住居
⑦		しらはまホーム	17住居

⑧	障がい者グループホーム	は し づホーム	6 住居
⑨		ふ る さ とホーム	8 住居
⑩		さかいみなとホーム	3 住居
⑪	認知症グループホーム	認知症グループホームくつろぎ	
(3) 公益事業			
ア 自主事業			
①	生活困難者相談支援事業	事務局附帯事業	愛称えんくるり事業
イ 自主経営施設			
①	交 流 施 設	地域支援総合センター	
ウ 鳥取県からの管理受託施設 (指定管理者制度：第3期－26年度～30年度の5年間)			
①	障害者体育施設	障害者体育センター	
エ 受託事業			
①	障害者就業・生活支援センター事業	障害者就業・生活支援センターしらはま	鳥取労働局、鳥取県
②		障害者就業・生活支援センターくらのよし	鳥取労働局、鳥取県
③	地域生活定着支援事業	鳥取県地域生活定着支援センター	鳥取県
④	障がい者福祉従業者等研修事業	事務局附帯事業	鳥取県
⑤	介護職員等の喀痰吸引等研修事業	事務局附帯事業	鳥取県
⑥	障がい者職場定着推進事業	障害者就業・生活支援センターくらのよし附帯事業	鳥取県
⑦	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(シルバーハウジング)	皆生みどり苑デイサービスセンター附帯事業	米子市
⑧	緊急的住居確保・自立支援対策事業(自立準備ホーム)	鳥取県地域生活定着支援センター附帯事業	鳥取保護観察所
オ 助成事業			
①	訪問型職場適応援助促進事業(ジョブコーチ)	障害者就業・生活支援センターしらはま附帯事業	鳥取労働局
②		障害者就業・生活支援センターしらはま附帯事業	鳥取労働局
③		障害者支援センターさかいみなと附帯事業	鳥取労働局

### 3 理事会等に関する事項

#### (1) 理事会

##### ア 第1回

開催日 平成29年4月1日(土)  
 場 所 いこいの杜 会議室  
 出席者 理事7名、監21名、事務局職員2名  
 議 案 第1号 理事長の互選について  
 第2号 常務理事委嘱の同意について

##### イ 第2回

開催日 平成29年6月6日(火)  
 場 所 鳥取県立福祉人材研修センター 第二小研修室  
 出席者 理事7名、監事2名、事務局職員8名、施設長15名  
 議 案 第1号 平成28年度事業報告について  
 第2号 平成28年度決算について  
 第3号 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画について

- 第4号 定時評議員会の開催について  
第5号 西部やまと園建替えに伴う共同生活住居他建設資金の借入等について
- ウ 第3回  
開催日 平成29年6月22日(木)  
場 所 いこいの杜 会議室  
出席者 理事6名、監事2名、事務局職員2名  
議 案 第1号 理事長の選定について  
第2号 常務理事の選定について
- エ 第4回  
開催日 平成29年8月4日(金)  
場 所 鳥取県立福祉人材研修センター 第一小研修室  
出席者 理事5名、監事2名、事務局職員6名  
議 案 第1号 基本財産(さくらホーム建物・土地)の取得について  
第2号 平成29年度第1次補正予算について  
第3号 グループホーム建設資金の借入等について  
第4号 経理規程の一部改正について  
第5号 評議員会の開催について
- オ 第5回  
開催日 平成29年10月10日(火)  
場 所 鳥取県立福祉人材研修センター 第二小研修室  
出席者 理事7名、監事2名、事務局職員7名  
議 案 第1号 障害者共同生活援助事業所ほか建設工事に係る工事請負契約の締結について  
第2号 巖城はごろも苑建替え計画及び入所定員削減について  
第3号 巖城はごろも苑建替え工事設計監理業務の委託契約の締結について  
第4号 基本財産(三津白寿苑建物)の処分について  
第5号 基本財産(西部やまと園建物)の処分について  
第6号 評議員会の開催について
- カ 第6回  
開催日 平成29年11月13日(月)  
場 所 鳥取県立福祉人材研修センター 第一小研修室  
出席者 理事7名、監事2名、事務局職員7名  
議 案 第1号 平成29年度第2次補正予算について  
第2号 経理規程の一部改正について  
第3号 資金運用規程の制定について  
第4号 評議員会の開催について  
第5号 資金運用計画等について
- キ 第7回  
開催日 平成30年3月16日(金)  
場 所 ふしの白寿苑 多目的スペース

出席者	理事7名、監事2名、事務局職員8名、施設長15名
議案	第1号 定款の一部改正について
	第2号 組織規程の一部改正について
	第3号 職員就業規則の一部改正について
	第4号 職員給与・退職手当規程の一部改正について
	第5号 経理規程の一部改正について
	第6号 内部管理体制の基本方針の制定について
	第7号 平成29年度第3次補正予算について
	第8号 平成30年度事業計画について
	第9号 平成30年度予算について
	第10号 評議員会の開催について
	第11号 施設長の任免について

(2) 評議員会

ア 第1回

開催日	平成29年6月21日(水)
場所	鳥取県立福祉人材研修センター 第二小研修室
出席者	評議員7名、理事2名、監事2名、事務局職員8名
議案	第1号 理事の選任について
	第2号 監事の選任について
	第3号 会計監査人の選任について
	第4号 平成28年度計算書類及び財産目録の承認について
	第5号 社会福祉充実計画の承認について

イ 第2回

開催日	平成29年8月21日(月)
場所	鳥取県立福祉人材研修センター 第二小研修室
出席者	評議員7名、理事2名、監事2名、事務局職員5名
議案	第1号 平成29年度第1次補正予算について

ウ 第3回

開催日	平成29年10月27日(金)
場所	鳥取県立福祉人材研修センター 第一小研修室
出席者	評議員7名、理事2名、監事2名、事務局職員7名
議案	第1号 巖城はごろも苑建替え計画及び入所定員削減について
	第2号 基本財産(三津白寿苑建物)の処分について
	第3号 基本財産(西部やまと園建物)の処分について

エ 第4回

開催日	平成29年11月27日(月)
場所	鳥取県立福祉人材研修センター 第一小研修室
出席者	評議員6名、理事2名、監事2名、事務局職員7名
議案	第1号 平成29年度第2次補正予算について

オ 第5回

- 開催日 平成30年3月23日（金）  
場 所 ふしの白寿苑 多目的スペース  
出席者 評議員8名、理事2名、監事2名、事務局職員7名  
議 案 第1号 定款の一部改正について  
第2号 平成29年度第3次補正予算について  
第3号 平成30年度事業計画について  
第4号 平成30年度予算について

(3) 評議員選任・解任委員会

平成29年度は開催せず

(4) 監事による監査

決算監査（平成28年度分）

平成29年5月19日（金）受審（指摘、指導事項なし）

(5) 会計監査人による監査

平成29年度決算監査にむけて、期中監査を受審した。

(6) 施設長会

法人の健全なる経営、共通認識の共有、連携の強化、また、施設における諸問題の解決を図るため、施設長会を開催した。（全体4回、圏域別4回、その他5回）

#### 4 経営に関する事項

(1) 福祉サービスの向上

ア 職員の人材育成

(ア) 鳥取県厚生事業団職員研修事業実施要綱に基づき各種職員研修を実施し、人材育成を図った。

【研修開催状況】

研修内容	開催月	参加者数
階層別研修		
新規採用職員研修	4月（1回）	39人
2年目職員研修	12月（1回）	27人
中堅職員研修	7月（1回）	27人
リーダー研修Ⅰ、リーダー研修Ⅱ	7月（1回）	26人
職種別研修		
支援員・介護員・相談員等研修	12月（1回）	28人
看護職員研修	11月（1回）	19人
機能訓練担当研修	12月（1回）	9人
栄養士研修、調理員研修	10月（1回）	25人
その他の研修		
実践報告会	11月（1回）	148人
人権職場推進員研修会	10月（1回）	20人

(イ) 介護福祉士実務者研修受講料の補助制度を創設し、介護福祉士やその他の資格取得の促進

に努めた。

【国家資格等取得状況】

平成30年3月31日現在

資格名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	資格取得者総数
介護福祉士	33	23	18	20	25	339
社会福祉士	2	4	1	2	5	50
精神保健福祉士	1	0	2	1	2	11
介護支援専門員	4	9	1	1	4	82
計	40	36	22	24	36	482

イ 福祉サービス第三者評価等の受審

7施設が第三者評価を受審し、更なるサービスの質の向上に努めた。また、認知症グループホームくつろぎでは、地域密着型サービス外部評価を受審した。

【第三者評価の評価結果】

施設名	評価受審日	共通項目（45項目）			付加項目（19項目）			
		A	B	C	A	B	C	非該当
鹿野かちみ園	平成29年11月28日	41	4	0	14	1	0	4
鹿野第二かちみ園	平成29年11月2日	40	5	0	14	1	0	4
西部やまと園	平成29年11月22日	35	10	0	15	0	0	4
厚和寮	平成29年12月5日	10	34	1	6	9	0	4
いこいの杜	平成30年1月30日	16	29	0	17	0	0	2
母来寮	平成29年11月17日	3	42	0				
皆生尚寿苑	平成29年11月16日	12	33	0				

(2) 第3期中・長期計画の策定

第2期中・長期計画が平成29年度末で終了することに伴い、第3期（平成30年度～34年度）計画の策定に向けた取り組みを行った。

(3) 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

鳥取県厚生事業団業務管理体制要綱その他法人諸規程・関係法令に基づき法人・運営並びに利用者支援を行った。

(4) その他の取り組み

ア 情報公開

鳥取県厚生事業団の経営状況（予算・決算、事業計画・事業報告）を当事業団及び全国社会福祉法人経営者協議会等のホームページに掲載し情報公開に努めた。

イ 鳥取県版環境管理システム（TEAS）への取り組み

TEAS認定事業者として、環境に配慮した活動を行った。引き続き、環境に配慮した活動を行う一方で、TEAS認定施設の在り方の見直しを行った。

ウ 働きやすい職場づくりの推進

職員のメンタルヘルスに重点的に取り組み、その他各種ハラスメント防止を徹底し、労働環境の整備に努めた。

また、鳥取県男女共同参画推進企業・鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業として、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進め、また、次世代育成行動計画に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用

環境の整備等を行い、次世代育成支援を進めた。(女性職員の育児休業取得率100%)

エ 民間助成、補助金等の活用

施設の整備等に民間助成等を活用し整備を図った。

施設名	整備内容	助成補助団体等	助成額 (千円)	総事業費 (千円)
しらはまホーム	住宅用下方放出型自動消火装置 (1住居)	鳥取県(障がい者グループホームスプリンクラー等設置促進事業)	210	1,561
西部やまと園	施設の移転新築	鳥取県(社会福祉施設等施設整備費補助事業)、米子市・境港市(民間障がい者福祉施設整備費等補助事業)	132,765	806,888
ふるさとホーム	グループホーム創設	鳥取県(社会福祉施設等施設整備費補助事業)	21,951	59,656

**5 理事の職務執行に係る法令・定款の適合及び業務の適正確保に関する事項**

社会福祉法第45条の13第4項第5号及び社会福祉法施行規則第2条の16に規定する「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制の整備」に関し、第7回理事会(平成30年3月16日開催)において、「内部管理体制の基本方針」(別紙参照)を決定し、各管理体制の項目に沿って運用を開始した。

# 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 内部管理体制の基本方針

(平成30年3月16日制定)

社会福祉法人鳥取県厚生事業団は、平成30年3月16日、理事会において、社会福祉法第45条の13第4項第5号及び同法施行規則第2条の16に規定する体制「理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適性を確保するための体制」の整備に関し、当法人の基本方針を以下のとおり決定した。

## 1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は少なくとも年に3回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 定款施行細則に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 業務を執行する理事と職員で組織する施設長会議や経営委員会（以下、「施設長会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑤ 評議員会、理事会、施設長会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存する。
- ⑥ 業務の適正及び効率性を確保するため、少なくとも年に1回内部監査を実施し、各事業所の職務執行状況等を定期的に監査する。内部監査を実施する職員等は、当該事業所の職務に従事する者以外とする。

## 2 リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び規程等を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 個人情報保護に対する基本方針及び個人情報保護規程等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令等に基づき、各事業所が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 内部監査等により、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び施設長会議等に報告する。
- ⑤ 当法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、施設長会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 大規模自然災害、事業所内感染その他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

### 3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び当法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、要綱等を定める。
- ② 当法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育等を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 当法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報したことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査等により、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を施設長会議等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所用の改善を図る。

### 4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、定款、定款施行細則及び関係諸規程に基づき、公正不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制体制について、その決議及び決定内容の適正について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事は、その職務を補助する職員を指名することができる（当該職員については、監査対象となる業務等に従事する者以外とする）。指名した場合は、当該職員に対して、直接、指示・命令できる体制を整える。
- ⑥ 理事又は職員等は、当法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、社会福祉法第45条の18第3項により準用する一般社団及び一般財団に関する法律第106条の規定に基づき処理する。

## 法人単位資金収支計算書

(自)平成29年4月1日 (至)平成30年3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収入	介護保険事業収入	2,086,945,000	2,085,197,027	1,747,973		
	老人福祉事業収入	440,932,000	439,767,131	1,164,869		
	就労支援事業収入	65,239,000	66,529,434	△1,290,434		
	障害福祉サービス等事業収入	2,656,955,000	2,646,200,246	10,754,754		
	その他の事業収益	36,621,000	35,728,241	892,759		
	経常経費寄附金収入	3,010,000	681,860	2,328,140		
	受取利息配当金収入	914,000	806,052	107,948		
	その他の収入	9,329,000	8,600,608	728,392		
	事業活動収入計(1)	5,299,945,000	5,283,510,599	16,434,401		
	事業活動による支出	人件費支出	3,474,900,000	3,419,514,275	55,385,725	
事業費支出		772,972,000	733,206,850	39,765,150		
事務費支出		374,347,000	297,854,928	76,492,072		
就労支援事業支出		84,439,000	82,598,112	1,840,888		
利用者負担軽減額		28,941,000	29,923,462	△982,462		
支払利息支出		8,267,000	7,220,798	1,046,202		
その他の支出		1,740,000	1,315,056	424,944		
流動資産評価損等による資金減少額		92,000	91,630	370		
事業活動支出計(2)		4,745,698,000	4,571,725,111	173,972,889		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		554,247,000	711,785,488	△157,538,488		
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	154,926,000	154,925,867	133		
	施設整備等寄附金収入	926,000	0	926,000		
	設備資金借入金収入	880,000,000	800,000,000	80,000,000		
	施設整備等収入計(4)	1,035,852,000	954,925,867	80,926,133		
	施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出	26,080,000	26,080,000	0	
		固定資産取得支出	1,958,197,000	1,883,490,070	74,706,930	
固定資産除却・廃棄支出		41,422,000	39,016,700	2,405,300		
ファイナンス・リース債務の返済支出		15,926,000	10,325,806	5,600,194		
その他の施設整備等による支出		503,000	502,127	873		
施設整備等支出計(5)	2,042,128,000	1,959,414,703	82,713,297			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△1,006,276,000	△1,004,488,836	△1,787,164		
その他の収入	長期貸付金回収収入	500,000	0	500,000		
	積立資産取崩収入	254,000,000	254,000,000	0		
	その他の活動による収入	5,490,000	5,490,000	0		
	その他の活動収入計(7)	259,990,000	259,490,000	500,000		
活動による支出	長期貸付金支出	130,000	130,000	0		
	その他の活動支出計(8)	130,000	130,000	0		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		259,860,000	259,360,000	500,000		
予備費支出(10)		0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△192,169,000	△33,343,348	△158,825,652		
前期末支払資金残高(12)		2,321,280,258	2,321,280,258	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)		2,129,111,258	2,287,936,910	△158,825,652		

## 法人単位事業活動計算書

(自)平成29年 4月 1日 (至)平成30年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	2,085,197,027	2,098,213,346	△13,016,319
	老人福祉事業収益	439,767,131	438,627,044	1,140,087
	就労支援事業収益	66,529,434	63,235,284	3,294,150
	障害福祉サービス等事業収益	2,646,200,246	2,601,766,422	44,433,824
	その他の事業収益	35,728,241	35,219,620	508,621
	経常経費寄附金収益	681,860	970,002	△288,142
	その他の収益	242,735	4,076,086	△3,833,351
	サービス活動収益計 (1)	5,274,346,674	5,242,107,804	32,238,870
	費用			
人件費	3,414,332,965	3,450,664,099	△36,331,134	
事業費	733,206,850	701,056,359	32,150,491	
事務費	297,832,428	283,183,080	14,649,348	
就労支援事業費用	82,557,734	80,329,306	2,228,428	
利用者負担軽減額	29,923,462	26,447,391	3,476,071	
減価償却費	280,514,156	296,439,626	△15,925,470	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△83,101,526	△95,296,568	12,195,042	
徴収不能額	91,630	0	91,630	
徴収不能引当金繰入	43,427	153,041	△109,614	
サービス活動費用計 (2)	4,755,401,126	4,742,976,334	12,424,792	
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	518,945,548	499,131,470	19,814,078	
サービス活動外の部	収益			
	受取利息配当金収益	806,052	1,451,486	△645,434
	その他のサービス活動外収益	8,357,873	5,287,695	3,070,178
	サービス活動外収益計 (4)	9,163,925	6,739,181	2,424,744
	費用			
	支払利息	7,220,798	5,279,017	1,941,781
	投資有価証券評価損	264,096	0	264,096
	その他のサービス活動外費用	1,315,056	1,041,247	273,809
	サービス活動外費用計 (5)	8,799,950	6,320,264	2,479,686
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	363,975	418,917	△54,942
経常増減差額 (7)=(3)+(6)	519,309,523	499,550,387	19,759,136	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	154,925,867	1,540,000	153,385,867
	施設整備等寄附金収益	926,000	1,130,753	△204,753
	固定資産受贈額	315,900	0	315,900
	その他の特別収益	212,305	219,430	△7,125
	特別収益計 (8)	156,380,072	2,890,183	153,489,889
	費用			
	固定資産売却損・処分損	76,728,387	903,667	75,824,720
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△45,430,131	0	△45,430,131
	国庫補助金等特別積立金積立額	154,925,867	1,540,000	153,385,867
その他の特別損失	8,969,327	23,100	8,946,227	
特別費用計 (9)	195,193,450	2,466,767	192,726,683	
特別増減差額 (10)=(8)-(9)	△38,813,378	423,416	△39,236,794	
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	480,496,145	499,973,803	△19,477,658	
繰越活動	前期繰越活動増減差額 (12)	5,597,768,927	4,837,909,424	759,859,503
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	6,078,265,072	5,337,883,227	740,381,845
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	254,264,096	259,885,700	△5,621,604

## 法人単位事業活動計算書

(自)平成29年 4月 1日 (至)平成30年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
増	その他の積立金積立額 (16)	0	0	0
減	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	6,332,529,168	5,597,768,927	734,760,241

## 法人単位貸借対照表

平成30年 3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	2,742,014,247	2,510,253,049	231,761,198	流動負債	665,882,515	399,953,817	265,928,698
現金預金	1,950,290,975	1,712,089,110	238,201,865	事業未払金	206,546,550	161,112,186	45,434,364
事業未収金	718,576,744	734,523,829	△15,947,085	その他の未払金	169,132,527	5,393,320	163,739,207
未収金	43,825,133	35,311,017	8,514,116	1年以内返済予定設備資金借入金	26,080,000	26,080,000	0
未収補助金	22,951,147	20,052,133	2,899,014	1年以内返済予定リース債務	12,421,569	6,206,851	6,214,718
原材料	1,787,260	1,687,618	99,642	預り金	36,526,433	7,355,715	29,170,718
立替金	0	2,804,098	△2,804,098	職員預り金	40,127,994	13,576,993	26,551,001
前払金	4,537,565	3,938,285	599,280	賞与引当金	175,047,442	180,228,752	△5,181,310
その他の流動資産	88,850	0	88,850	固定負債	1,331,398,527	562,595,837	768,802,690
徴収不能引当金	△43,427	△153,041	109,614	設備資金借入金	1,060,800,000	286,880,000	773,920,000
固定資産	9,456,251,294	8,146,390,749	1,309,860,545	リース債務	25,564,525	10,620,769	14,943,756
基本財産	4,375,301,354	4,531,030,156	△155,728,802	退職給付引当金	245,034,002	265,095,068	△20,061,066
土地	1,773,102,428	1,769,995,310	3,107,118	負債の部合計	1,997,281,042	962,549,654	1,034,731,388
建物	2,600,794,926	2,759,630,846	△158,835,920	純資産の部			
基本財産特定預金	1,404,000	1,404,000	0	基本金	22,360,698	22,360,698	0
その他の固定資産	5,080,949,940	3,615,360,593	1,465,589,347	国庫補助金等特別積立金	2,344,939,086	2,318,544,876	26,394,210
土地	268,156,224	212,701,460	55,454,764	その他の積立金	1,501,155,547	1,755,419,643	△254,264,096
建物	2,628,609,215	124,251,105	2,504,358,110	人件費積立金	69,920,028	70,184,124	△264,096
構築物	99,049,141	30,063,295	68,985,846	施設整備積立金	1,424,079,000	1,678,079,000	△254,000,000
機械及び装置	1,235,759	1,884,553	△648,794	設備等整備積立金	7,156,519	7,156,519	0
車輛運搬具	17,571,770	27,816,773	△10,245,003	次期繰越活動増減差額	6,332,529,168	5,597,768,927	734,760,241
器具及び備品	186,660,469	168,603,720	18,056,749	(うち当期活動増減差額)	480,496,145	499,973,803	△19,477,658
建設仮勘定	12,911,400	946,262,320	△933,350,920	純資産の部合計	10,200,984,499	9,694,094,144	506,890,355
有形リース資産	6,269,553	8,202,199	△1,932,646				
権利	8,396,768	1,966,541	6,430,227				
ソフトウェア	0	105,005	△105,005				
無形リース資産	31,837,775	8,392,712	23,445,063				
長期貸付金	325,000	195,000	130,000				
退職給付引当資産	245,034,002	265,095,068	△20,061,066				
施設整備積立資産	1,424,079,000	1,678,079,000	△254,000,000				
その他の固定資産	22,500	0	22,500				
建物付属設備	73,714,817	58,911,199	14,803,618				
設備等整備積立資産	7,156,519	7,156,519	0				
温泉保証金	0	5,490,000	△5,490,000				
人件費積立資産	69,920,028	70,184,124	△264,096				
資産の部合計	12,198,265,541	10,656,643,798	1,541,621,743	負債及び純資産の部合計	12,198,265,541	10,656,643,798	1,541,621,743

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的の債券等：償却原価法
  - ② 上記以外の有価証券で時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 建物：定額法  
※平成19年3月31日以前に取得したものについては、残存価格（取得価格の10%）に達した翌年から5年間で均等償却
  - ② 建物以外の償却固定資産：定額法  
※平成19年3月31日以前に取得したものについては、耐用年数が到来した年度の翌年度に一括して備忘価格（1円）まで償却
  - ③ リース資産
    - ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
→ 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
→ リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ・ 徴収不能引当金  
個別評価する金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。  
個別評価する金銭債権以外の金銭債権については、金銭債権に過去3年間の徴収不能実績率を乗じた金額を計上している。
  - ・ 退職給付引当金  
全国社会福祉事業団協議会の実施する年金共済事業に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- (4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (5) 消費税の会計処理  
消費税の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
引き続き通常の貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設等退職手当共済制度及び社会福祉法人全国社会福祉事業団協議会の実施する年金共済事業に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ◇ 社会福祉事業
    - ア 事務局拠点区分
      - ・ 本部
      - ・ 障がい受託研修
      - ・ たん吸引等研修

- イ 鹿野かちみ園拠点区分
  - ・かちみ園施設入所支援
  - ・かちみ園生活介護
  - ・かちみ園短期入所
  - ・かちみ園日中活動一時支援事業
  - ・すずかけ就労継続支援B型
  - ・いまいち共同生活援助
- ウ 鹿野第二かちみ園拠点区分
  - ・第二かちみ園施設入所支援
  - ・第二かちみ園生活介護
  - ・第二かちみ園生活訓練
  - ・第二かちみ園短期入所
  - ・第二かちみ園日中活動一時支援事業
- エ 西部やまと園拠点区分
  - ・やまと園施設入所支援
  - ・やまと園生活介護
  - ・やまと園日中活動一時支援事業
  - ・ふるさと共同生活援助
- オ 羽合ひかり園拠点区分
  - ・ひかり園施設入所支援
  - ・ひかり園生活介護
  - ・ひかり園日中活動一時支援事業
  - ・はしづ共同生活援助
- カ 白兔はまなす園拠点区分
  - ・はまなす園施設入所支援
  - ・はまなす園就労継続支援B型
  - ・はまなす園就労移行支援
  - ・はまなす園短期入所
  - ・はまなす園生活介護
- キ 障害者福祉センターあさひ園拠点区分
  - ・あさひ園施設入所支援
  - ・あさひ園就労継続支援B型
  - ・あさひ園就労移行支援
  - ・あさひ園生活訓練
- ク 障害者福祉センター厚和寮拠点区分
  - ・厚和寮施設入所支援
  - ・厚和寮生活介護
  - ・厚和寮機能訓練
  - ・厚和寮生活訓練
  - ・厚和寮短期入所
  - ・厚和寮日中活動一時支援事業
- ケ 障害者福祉センター友愛寮拠点区分
  - ・友愛寮施設入所支援
  - ・友愛寮生活介護
  - ・友愛寮短期入所
  - ・友愛寮日中活動一時支援事業
- コ 皆生尚寿苑拠点区分
  - ・尚寿苑養護老人ホーム
  - ・尚寿苑特定施設入居者生活介護
  - ・かいけ訪問介護
  - ・かいけ居宅介護
  - ・かいけ重度訪問介護
  - ・かいけ行動援護
  - ・かいけ移動支援事業
- サ 母来寮拠点区分
  - ・母来寮養護老人ホーム
  - ・母来寮特定施設入居者生活介護
- シ 三津白寿苑拠点区分
  - ・白寿苑介護老人福祉施設
  - ・白寿苑短期入所生活介護
  - ・白寿苑居宅介護支援
- ス いこいの杜拠点区分
  - ・いこいの杜介護老人福祉施設
  - ・くつろぎ認知症対応型老人共同生活援助
- セ 巖城はごろも苑拠点区分
  - ・はごろも苑介護老人福祉施設
  - ・はごろも苑短期入所生活介護
- ソ 皆生みどり苑拠点区分
  - ・みどり苑介護老人福祉施設
  - ・みどり苑短期入所生活介護
  - ・シルバーハウジング
- タ 地域支援総合センター拠点区分
  - ・しらはま共同生活援助
  - ・しらはま相談支援事業
  - ・障害者相談支援事業(鳥取市委託)

- ・しらはま就業・生活支援センター【県委託】
- ・しらはま職場適応援助者支援事業
- ・地域支援総合センター
- ・地域生活定着支援事業
- ・しらはま自立準備ホーム
- チ 障害者支援センターくらよし拠点区分
  - ・くらよし相談支援事業
  - ・中部自立支援協議会
  - ・くらよし就業・生活支援センター【県委託】
  - ・くらよし障がい者職場定着推進センター
- ツ さかいみなとホーム拠点区分
  - ・さかいみなと共同生活援助
  - ・さかいみなと相談支援事業
  - ・障害者相談支援事業(西部市町村委託)
  - ・さかいみなと職場適応援助者支援事業
- ◇公益事業
- ア 障害者体育センター拠点区分
  - ・障害者体育センター
- イ 障害者就業・生活支援センターしらはま拠点区分
  - ・障害者就業・生活支援センターしらはま
- ウ 障害者就業・生活支援センターくらよし拠点区分
  - ・障害者就業・生活支援センターくらよし

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,769,995,310	3,107,118	0	1,773,102,428
建物	2,759,630,846	92,513,700	251,349,620	2,600,794,926
基本財産特定預金	1,404,000	0	0	1,404,000
合計	4,531,030,156	95,620,818	251,349,620	4,375,301,354

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

皆生みどり苑デイサービスセンターの事業を廃止したことに伴い、建物を解体したため、国庫補助金等特別積立金45,430,131円を取り崩した。

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	313,000,000 円
建物（基本財産）	1,049,685,427 円
土地（その他財産）	130,487,464 円
建物（その他財産）	2,246,463,173 円
計	3,739,636,064 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

施設整備借入金（1年以内返済予定額を含む）	1,086,880,000 円
計	1,086,880,000 円

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び、当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	4,476,539,567	1,875,744,641	2,600,794,926

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	2,717,973,011	89,363,796	2,628,609,215
構築物	138,575,374	39,526,233	99,049,141
機械及び装置	6,279,000	5,043,241	1,235,759
車輛運搬具	136,527,493	118,955,723	17,571,770
器具及び備品	632,842,147	446,181,678	186,660,469
有形リース資産	9,811,840	3,542,287	6,269,553
権利	9,562,828	1,166,060	8,396,768
無形リース資産	48,269,688	16,431,913	31,837,775
建物付属設備	134,977,400	61,262,583	73,714,817
合計	8,311,358,348	2,657,218,155	5,654,140,193

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

## 12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又は職 業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事業 上の 関係				
役員 の 近親者	川上敦己(個人)	-	0	会社員	-	なし	なし	土地取得	10,013,120	土地	10,013,120

### 取引条件および取引条件の決定方針等

取引条件：隣接地（西伯郡南部町阿賀843番2）と同時に土地の取得交渉を行い、隣接地の取得について不動産価格調査5,100円/㎡を6,700円/㎡で取得することとなったため、川上氏所有の当該土地（西伯郡南部町阿賀413番7、1,328㎡）について不動産調査価格6,000円/㎡に隣接地と同程度を割増し7,540円/㎡で取得した。

決定方針：西部やまと園の移転に係る基本財産の取得として評議員会及び理事会（平成29年1月17日）で決定。

## 13. 重要な偶発債務

該当なし

## 14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として			31,660
普通預金	山陰合同銀行鳥取県庁支店他	-	運転資金として			1,889,450,705
定期預金	山陰合同銀行鳥取県庁支店	-	鳥取県出資の運用財産として			60,808,610
		小計				1,950,290,975
事業未収金			3月分介護報酬等			718,576,744
未収金			施設実習謝礼等			43,825,133
未収補助金			夜間世話人補助金等			22,951,147
原材料			菓子・パン製造原材料			1,787,260
前払金			平成29年度施設賠償保険料等			4,537,565
その他の流動資産						88,850
徴収不能引当金						△ 43,427
	流動資産合計					2,742,014,247
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地						
	(事務局拠点) 鳥取市湖山町西三丁目112番1 他		第1種福祉事業である、障害者支援施設等に使用している			1,319,087,000
	(鹿野かちみ園拠点) 鳥取市鹿野町今市字屋敷田1550		第2種福祉事業である、障害者就労支援支援施設等に使用している			41,200,000
	(鹿野かちみ園拠点) 鳥取市気高町北浜二丁目182番6		第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している			5,494,199
	(西部やまと園拠点) 西伯郡南部町法勝寺字三本木454番2他		第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している			17,103,180
	(羽合ひかり園拠点) 湯梨浜町大字下浅津字鍛冶屋74番1		第1種福祉事業である、障害者支援施設に使用している			34,009,000
	(羽合ひかり園) 湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1		第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している			20,956,698
	(羽合ひかり園) 湯梨浜町はわい温泉字浜田431番1		第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している			8,000,000
	(母来寮拠点) 湯梨浜町大字上浅津70番地1 他		第1種福祉事業である、養護老人ホームに使用している			166,000,000
	(皆生みどり苑拠点) 米子市皆生新田二丁目38番 他		第1種福祉事業である、特別養護老人ホーム等に使用している			147,000,000
	(地域支援総合センター拠点) 鳥取市湖山町西三丁目132番18		第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している			10,696,351
	(さかいみなとホーム拠点) 境港市外江町字伊勢宮前2127番1		第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している			3,556,000
		小計				1,773,102,428
建物						
	(鹿野かちみ園拠点) 鳥取市鹿野町今市字屋敷田1550番地	2011年度	第2種福祉事業である、障害者就労支援支援施設等に使用している	115,661,845	24,288,984	91,372,861

# 財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
	(鹿野かちみ園拠点) 鳥取市気高町北浜二丁目182番6	2015年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	2,546,000	819,175	1,726,825
	(鹿野かちみ園拠点) 鳥取市鹿野町今市字屋敷田1550番地	2012年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	32,400,000	7,576,200	24,823,800
	(鹿野かちみ園拠点) 鳥取市鹿野町今市字屋敷田1550番地	2012年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	32,400,000	7,576,200	24,823,800
	(西部やまと園拠点) 南部町阿賀字宮ノ谷15番地 他	2005年度	第1種福祉事業である、障害者支援施設に使用している	241,807,005	178,084,449	63,722,556
	(西部やまと園拠点) 西伯郡南部町法勝寺字三本木454番2他	2016年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	37,184,348	2,423,180	34,761,168
	(西部やまと園拠点) 西伯郡南部町法勝寺字三本木454番2他	2016年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	37,184,348	2,423,180	34,761,168
	(羽合ひかり園拠点) 湯梨浜町大字光吉字南津11番地 他	2005年度	第1種福祉事業である、障害者支援施設に使用している	548,220,250	239,529,085	308,691,165
	(羽合ひかり園拠点) 湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1	2009年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	24,045,000	8,940,732	15,104,268
	(羽合ひかり園拠点) 湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1	2011年度	第1種福祉事業である、障害者支援施設に使用している	3,146,608	1,741,907	1,404,701
	(羽合ひかり園拠点) 湯梨浜町大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪417番地1	2011年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	25,095,000	7,888,195	17,206,805
	(羽合ひかり園拠点) 湯梨浜町はわい温泉字浜田431番1	2014年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	46,252,400	6,560,130	39,692,270
	(羽合ひかり園拠点) 湯梨浜町はわい温泉字浜田431番1	2017年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	34,484,400	660,950	33,823,450
	(白兔はまなす園拠点) 鳥取市伏野2256番地1	2005年度	第1種福祉事業である、障害者支援施設に使用している	37,928,350	23,724,188	14,204,162
	(あさひ園拠点) 鳥取市湖山町西三丁目113番地1 他	2005年度	第1種福祉事業である、障害者支援施設に使用している	133,899,200	130,561,453	3,337,747
	(厚和寮拠点) 鳥取市湖山町西三丁目127番地他	2005年度	第1種福祉事業である、障害者支援施設に使用している	141,221,040	141,221,037	3
	(友愛寮拠点) 鳥取市湖山町西三丁目113番地1他	2005年度	第1種福祉事業である、障害者支援施設に使用している	156,301,700	97,380,866	58,920,834
	(母来寮拠点) 湯梨浜町大字上浅津70番地1 他	2005年度	第1種福祉事業である、養護老人ホームに使用している	542,000,000	227,640,000	314,360,000
	(三津白寿苑拠点) 鳥取市三津字砂所ノ一869番地7 他	2005年度	第1種福祉事業である、特別養護老人ホーム等に使用している	122,485,950	121,409,354	1,076,596
	(いこいの杜拠点) 鳥取市湖山町西三丁目113番地1 他	2008年度	第1種福祉事業である、特別養護老人ホームに使用している	944,217,950	242,399,067	701,818,883
	(いこいの杜拠点) 鳥取市伏野2259番地17	2014年度	第2種社会福祉事業である認知症対応型老人生活科援助事業に使用している	82,581,920	12,029,432	70,552,488
	(巖城はごろも苑拠点) 倉吉市巖城字三通田920番地2 他	2005年度	第1種福祉事業である、特別養護老人ホーム等に使用している	157,530,000	145,902,071	11,627,929
	(皆生みどり苑拠点) 米子市皆生新田二丁目38番地 他	2011年度	第1種福祉事業である、特別養護老人ホーム等に使用している	965,990,703	236,667,718	729,322,985
	(地域支援総合センター拠点) 鳥取市湖山町西三丁目132番18	2015年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	5,711,550	3,093,755	2,617,795
	(さかいみなとホーム拠点) 境港市外江町字伊勢宮前2127番1	2014年度	第2種福祉事業である、障害者共同生活援助事業施設に使用している	6,244,000	5,203,333	1,040,667
		小計				2,600,794,926

# 財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
定期預金	山陰合同銀行鳥取県庁支店		基本金として特定している			1,404,000
基本財産合計						4,375,301,354
(2) その他の固定資産						
土地	(事務局拠点) 鳥取市湖山町西三丁目111番3 (鹿野かちみ園拠点) 鳥取市鹿野町今市字櫻馬場ノ下131番50 (西部やまと園拠点) 西伯郡南部町阿賀字徳連場東413番7他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市伏野字中ノ茶屋裏1771番36他 (厳城はごろも苑拠点) 倉吉市米田町二丁目81番1		職員駐車場として 次年度開所予定の障害者共同生活援助事業施設の敷地 次年度開所予定の障害者共同生活援助事業施設の敷地 来年度の開所する特別養護老人ホームふしの白寿苑敷地 施設・事業所建設予定地			38,000,000 10,212,348 45,242,416 130,487,464 44,213,996
	小計					268,156,224
建物	(事務局拠点) 鳥取市伏野2259番地43 (鹿野かちみ園拠点) 鳥取市鹿野町今市字櫻馬場ノ下131番50 (西部やまと園拠点) 米子市皆生新田二丁目38番地 他 (西部やまと園拠点) 西伯郡南部町阿賀字徳連場東413番7 (西部やまと園拠点) 西伯郡南部町阿賀字徳連場東843番2 (西部やまと園拠点) 西伯郡南部町阿賀字徳連場東843番2 (羽合ひかり園拠点) 東伯郡湯梨浜町光吉9-2 (厚和寮拠点) 鳥取市湖山町西三丁目127番地他 (友愛寮拠点) 鳥取市湖山町西三丁目113番地1他 (友愛寮拠点) 鳥取市湖山町西三丁目113番地1他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市三津字砂所ノ一869番地7他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市三津字砂所ノ一869番地7他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市三津字砂所ノ一869番地7他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市三津字砂所ノ一869番地7他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市伏野字中ノ茶屋裏1771番36他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市伏野字中ノ茶屋裏1771番36他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市伏野字中ノ茶屋裏1771番36他 (三津白寿苑拠点) 鳥取市伏野字中ノ茶屋裏1771番36他	2015年度 2017年度 2017年度 2017年度 2017年度 2017年度 2014年度 2014年度 1981年度 1987年度 1977年度 1979年度 1979年度 1981年度 2017年度	本部玄関の風除室として使用 次年度開所予定の障害者共同生活援助事業施設 次年度開所予定の障害者支援施設 次年度開所予定の障害者生活介護事業施設 次年度開所予定の障害者共同生活援助事業施設 次年度開所予定の障害者共同生活援助事業施設 第1種社会福祉事業である、障害者支援施設のマイクロバス用車庫として使用 第1種社会福祉事業である、障害者支援施設の送迎等車両車庫として使用 第1種社会福祉事業である、障害者支援施設の増築部分 第1種社会福祉事業である、障害者支援施設の備品等倉庫として使用 第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの一部として使用 第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの備品等倉庫として使用 第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの備品等倉庫として使用 第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの備品等倉庫として使用 来年度の開所する特別養護老人ホームふしの白寿苑 第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームのキュービクル棟として使用 第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの車庫として使用 第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームのゴミ置場として使用	1,295,000 13,737,887 819,718,930 99,121,061 75,712,512 75,712,512 3,348,000 2,835,000 1,628,000 796,000 3,970,000 1,047,200 352,800 550,650 1,363,294,403 45,028,919 13,596,394 4,824,527	70,145 0 0 0 0 0 591,480 2,275,603 1,436,134 704,735 3,150,820 1,047,199 352,799 531,226 0 0 0 0	1,224,855 13,737,887 819,718,930 99,121,061 75,712,512 75,712,512 2,756,520 559,397 191,866 91,265 819,180 1 1 19,424 1,363,294,403 45,028,919 13,596,394 4,824,527

# 財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	
構築物	(巖城はごろも苑拠点) 倉吉市巖城字三通田920番地2他	1981年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの車椅子倉庫として使用	3,864,000	3,358,437	505,563	
	(巖城はごろも苑拠点) 倉吉市巖城字三通田920番地2他	1981年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの寝具倉庫として使用	1,646,000	1,645,999	1	
	(巖城はごろも苑拠点) 倉吉市巖城字三通田920番地2他	1981年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの除雪機保管庫として使用	535,000	534,999	1	
	(皆生みどり苑拠点) 米子市皆生新田二丁目38番地他	2011年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの発電機等ポンプ室として使用	2,826,371	593,537	2,232,834	
	(皆生みどり苑拠点) 米子市皆生新田二丁目38番地他	2011年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホームの送迎等車両車庫として使用	4,815,845	1,046,237	3,769,608	
	(地域支援総合センター拠点) 鳥取市伏野2259番地17	2005年度	地域交流施設(公益)として使用	177,716,000	72,024,446	105,691,554	
	小計						2,628,609,215
		東伯郡湯梨浜町光吉9-2(羽合ひかり園)他		障害者支援施設の中庭他	132,095,374	37,878,585	94,216,789
		鳥取市湖山町西三丁目111番3他		職員駐車場として	6,480,000	1,647,648	4,832,352
	小計						99,049,141
建物付属設備 機械及び装置 車輛運搬具	東伯郡湯梨浜町光吉9-2(羽合ひかり園)他		障害者支援施設空調設備他	134,977,400	61,262,583	73,714,817	
	鳥取市伏野2256番地1(白兔はまなす園)		エコキュート他2台	6,279,000	5,043,241	1,235,759	
	日産セレナ(鳥取500み153)他16台		利用者通院用	37,453,513	29,123,715	8,329,798	
	日産シビリアン(鳥取800さ5011)他25台		利用者送迎用	67,562,685	61,081,900	6,480,785	
	トヨタダイタ(鳥取100さ2020)他10台		納品搬入用	13,857,929	11,986,194	1,871,735	
	スズキアルト(鳥取580た1893)他1台		訪問介護業務用	2,152,071	1,700,297	451,774	
	スズキアルト(鳥取580あ4980)他5台		相談支援等業務用	5,432,974	5,371,600	61,374	
	日産ウイングロード(鳥取500み7273)		本部社用車	1,183,005	806,707	376,298	
	トヨタライエース(鳥取100さ5541)		利用者給食配送に使用	1,706,936	1,706,935	1	
	フォークリフト(トヨタ5FG15)他2台		就労支援事業搬入作業車輛	3,897,280	3,897,277	3	
	耕運機(三菱農機GH182L)		利用者農作業の耕耘に使用	191,100	191,099	1	
	トラクターショベル(コマツWA30-3)		敷地の除雪に使用	3,090,000	3,089,999	1	
	小計						17,571,770
	器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 無形リース資産 長期貸付金 退職給付引当資産 施設整備積立資産 設備等整備積立資産 人件費積立資産 その他の固定資産	全1921点		介護用電動ベッド他	632,842,147	446,181,678	186,660,469
		倉吉市巖城字三通田920番地2(巖城はごろも苑)他		特別養護老人ホームの設計費他	12,911,400	0	12,911,400
鳥取市鹿野町今市1078(鹿野かちみ園)他			UTM(ファイアウォール)	9,811,840	3,542,287	6,269,553	
鳥取市伏野砂浜2259番地43他			下水道受益者負担金他	9,562,828	1,166,060	8,396,768	
鳥取市三津字砂所ノ一869番地7他(三津白寿苑)他			高齢者施設記録システム	48,269,688	16,431,913	31,837,775	
職員5名			中型自動車免許取得貸付			325,000	
全国社会福祉事業団協議会年金共済事業事業主拠出金			退職年金共済事業拠出金として			245,034,002	
山陰合同銀行鳥取県庁支店他			老朽化施設の建替え費用として			1,424,079,000	
山陰合同銀行鹿野出張所他			就労支援事業の設備費用として			7,156,519	
山陰合同銀行鳥取県庁支店			退職金の法人負担分として			69,920,028	
その他の固定資産合計						22,500	
固定資産合計						5,080,949,940	
固定資産合計						9,456,251,294	

# 財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産合計						12,198,265,541
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	3月分給食材料費他					206,546,550
その他の未払金	施設整備費他					169,132,527
1年以内返済予定設備資金借入金	母来寮取得時借入金					26,080,000
1年以内返済予定リース債務	高齢施設記録システム他リース債務					12,421,569
預り金	受託金等精算返納額他					36,526,433
職員預り金	3月源泉所得税他					40,127,994
賞与引当金	当期賞与引当金					175,047,442
流動負債合計						665,882,515
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構					1,060,800,000
リース債務	株式会社モリックスジャパン					25,564,525
退職給付引当金	みずほ信託銀行本店					245,034,002
固定負債合計						1,331,398,527
負債合計						1,997,281,042
差引純資産						10,200,984,499